

平成 30 年度消費者行政の実績

1 消費者行政の総合調整

長野市消費生活協議会

	第 1 回	第 2 回
日 時	平成 30 年 7 月 30 日 (月) 14 時 ~ 15 時 30 分	平成 31 年 2 月 25 日 (月) 14 時 ~ 15 時 10 分
場 所	長野市もんぜんぷら座 3 階 会議室	長野市もんぜんぷら座 3 階 会議室
議 事	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度長野市消費者行政の概要について 長野市消費者施策推進計画の進捗状況について 長野市消費者被害防止見守りネットワークについて 	<ul style="list-style-type: none"> 長野市消費者施策推進計画の進捗状況について 平成 30 年度の相談受付状況等について

2 消費者啓発

(1) 総合啓発

ア 広報ながの (特集)

掲 載 月	内 容
6 月 1 日号	悪質商法にご注意ください
8 月 1 日号	激増！特殊詐欺被害 もう一度、ご家庭・ご近所で詐欺対策を話し合いましょ
12 月 1 日号	待って！ それ詐欺ですよ！

イ 啓発資料の購入・配布

資 料 名	対 象 者	利 用 方 法
くらしの豆知識 (生活に役立つ情報集)	一般市民	センター窓口や講座等で配布
くらしまる得情報 (年 4 回発行) (長野県くらし安全・消費生活課 作成)	一般市民	支所・公民館、福祉施設、図書館等に配布
地域の見守りで高齢者の消費者被害を防ぎ ましょう (1,500 部購入)	一般市民	支所・公民館、希望する民生委員、出前講座等で配布

ウ 広報媒体の活用

広報媒体	放送・掲載	内 容
市ホームページ ・ツイッター	随時掲載	特殊詐欺、悪質商法等に関する啓発記事掲載 (13 件) 無料市民相談の案内 (毎月更新)
有線共設協会	5 月	架空請求にご注意ください
「こちら長野市消費	7 月	特殊詐欺にご注意ください

生活センターです ※月2回放送	9月	成年年齢の引き下げに伴うトラブルについて
	11月	インターネットにまつわるトラブルについて
	1月	最近の特殊詐欺の傾向について
	3月	通信販売の利用について
トイーゴビジョン (文字放送)	毎月1例放映 (毎日数回放映)	消費生活センターからのお知らせ、被害の多い相談事例などを紹介
週刊長野 「悪徳商法にだまされ れないぞ！」	毎月1回 掲載	毎月の相談事例から、消費者トラブルや新卒の悪質商法の手口などをQ&Aで紹介(毎回3件程度)
長野市民新聞 「賢い消費生活 ガイド」	毎月1回 掲載	相談の多い内容や多発するトラブル・被害等のほか、便利な暮らしのポイント等について事例を挙げて紹介
FMぜんこうじ	6月26日(火)	特殊詐欺にご注意ください
SBCラジオ ふれあい21 こちら 長野市です	12月29日(土)	特殊詐欺の被害に遭わないために
テレビ信州 市政番組	12月29日(土)	警察・長野県・長野市消費生活センターによる特殊詐欺 街頭啓発

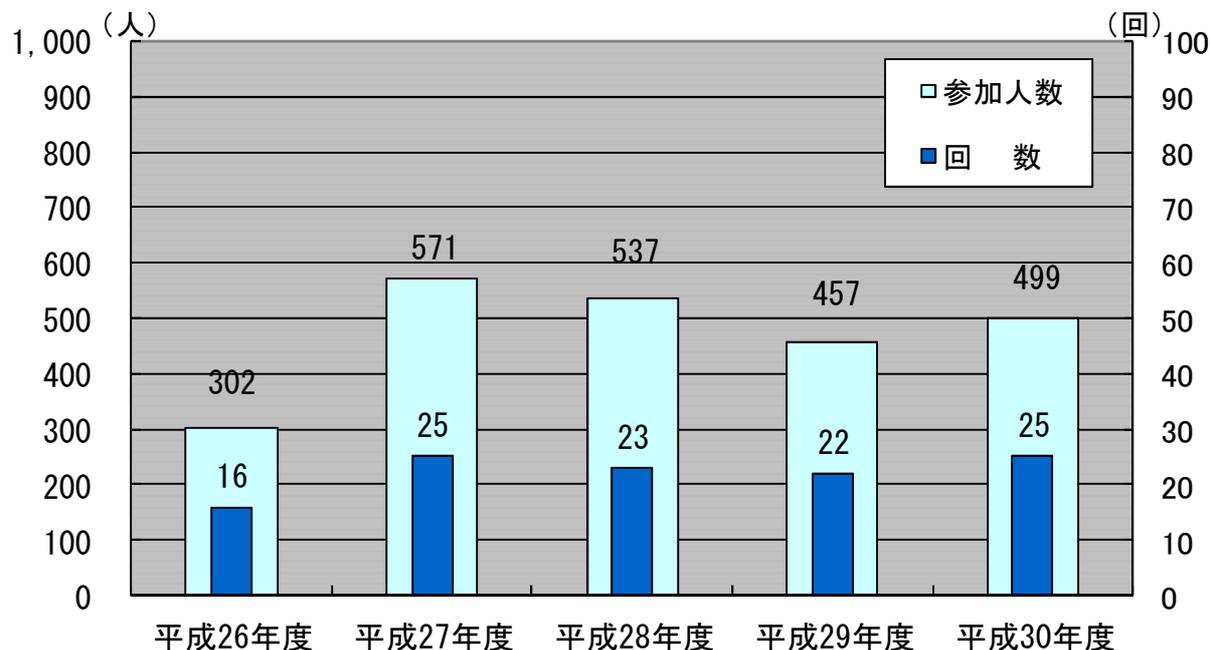
(2) 出前講座

ア 実施状況

期 日	主 題	主 催 者	人数
4月20日(金)	最近の相談事例から / やってみよう! ごみダイエットチェック表	長野市暮らしを考える会 (ふれあい福祉センター)	12人
5月21日(月)	本市で多い特殊詐欺とその対応について ほか	たのしいパソコン教室 みっぷす (長野駅前校)	8人
6月28日(木)	高齢者向けに(悪質商法の手口など)	南原第8・9福祉推進員 (川中島人権同和教育集会所)	30人
7月3日(火)	特殊詐欺の被害に遭わないために	たのしいパソコン教室 みっぷす (篠ノ井校)	6人
7月12日(木)	特殊詐欺の被害に遭わないために	下宇木亀鶴・福祉会・交通安全 (下宇木公民館)	42人
8月22日(水)	特殊詐欺の被害に遭わないために	篠ノ井老人福祉センター	11人
9月3日(月)	悪質商法の手口と対応・特殊詐欺の被害に遭わないために	安茂里地区民生委員・児童委員協議会 (安茂里総合市民センター)	55人
9月16日(日)	悪質商法の手口と対応・特殊詐欺の被害に遭わないために	松代町城東区敬老会 (城東公民館)	26人

10月 10日 (水)	悪質商法の手口と対応・特殊詐欺の被害に遭わないために やってみよう！ごみダイエットチェック表	長野市地域包括支援センター 安茂里豊野サブセンター	12人
10月 19日 (金)	悪質商法の手口と対応・特殊詐欺の被害に遭わないために	原田登美子 (返目公民館)	21人
10月 26日 (金)	悪質商法の手口と対応・ 特殊詐欺の被害に遭わないために	たのしいパソコン教室 み つぷす (長野駅前校)	7人
10月 31日 (水)	悪質商法の手口と対応・ 特殊詐欺の被害に遭わないために	みくみ公民館福祉推進員 (みくみ公民館)	27人
11月 9日 (金)	悪質商法の手口と対応・特殊詐欺の被害に遭わないために やってみよう！ごみダイエットチェック表	友愛会 (湯谷団地公民館)	23人
11月 16日 (金)	悪質商法の手口と対応・特殊詐欺の被害に遭わないために	尾上直也 (四季の杜集会所)	7人
1月 17日 (木)	悪質商法の手口と対応・特殊詐欺の被害に遭わないために やってみよう！ごみダイエットチェック表	七瀬中町福祉推進員 (七瀬中町公民館)	22人
2月 1日 (金)	悪質商法の手口と対応・特殊詐欺の被害に遭わないために	長野市くらしを考える会 (うるおい館)	10人
2月 6日 (水)	悪質商法の手口と対応・特殊詐欺の被害に遭わないために	七瀬南部区 人権推進委員 (七瀬南部公民館)	16人
2月 14日 (木)	悪質商法の手口と対応・特殊詐欺の被害に遭わないために	はつらつ倶楽部 若葉町木 曜会 (若葉町県職員集会所)	32人
3月 6日 (水)	悪質商法の手口と対応・特殊詐欺の被害に遭わないために	長野南年金事務所 (長野市生涯学習センター)	14人
3月 8日 (金)	悪質商法の手口と対応・特殊詐欺の被害に遭わないために	長野県高齢者生活協同組合 (若槻いこいの家)	26人
3月 14日 (木)	悪質商法の手口と対応・特殊詐欺の被害に遭わないために	長野県高齢者生活協同組合 (東長野いこいの家・吉田)	17人
3月 15日 (金)	悪質商法の手口と対応・特殊詐欺の被害に遭わないために	長野県高齢者生活協同組合 (石川いこいの家・篠ノ井)	10人
3月 19日 (火)	悪質商法の手口と対応・特殊詐欺の被害に遭わないために	長野県高齢者生活協同組合 (大豆島いこいの家)	20人
3月 20日 (水)	悪質商法の手口と対応・特殊詐欺の被害に遭わないために	長野県高齢者生活協同組合 (新橋いこいの家)	16人
3月 28日 (木)	悪質商法の手口と対応・特殊詐欺の被害に遭わないために	長野県高齢者生活協同組合 (茂菅いこいの家)	29人
合 計 (25 回)			499人

イ 出前講座実績の推移



(3) 生活知識講座

期 日	会 場	講 師	テ ー マ	参加人数
10月 1日 (月)	市生涯学習センター	信州大学人文学部 教授 菊池 聡	だまされる心の心理学	41人

(4) 地域の多様な団体による消費生活講演会 (消費者行政活性化事業)

期 日	実施主体 (団体名)	講演内容・講師	場 所	参加人数
10月 17日 (水)	安茂里地区 住民自治協議会	演題：人はなぜダメされる ～賢い消費者になるために～ 講師：桂 花團治	安茂里 公民館	70人
12月 2日 (日)	浅川地区 住民自治協議会	演題：生まれてきてよかったと 思える社会を 講師：湯浅 誠	浅川 公民館	100人
12月 4日 (火)	第三地区 住民自治協議会	演題：落語を聞いて賢い消費者 になりましょ 講師：笑福亭 学光	ホ テ ル 犀北館	77人
合 計 (3団体)				247人

※消費者行政活性化事業で講師講演料を支出、講師交通費及び昼食・接待費等は団体負担。

(5) 特殊詐欺等の被害防止街頭啓発

年金支給日等に、長野県警察、長野県、県防犯協会連合会等と連携し街頭啓発活動を実施

実施日	実施場所
4月13日(金)	J R長野駅善光寺口(県警・県・防犯協会・市等)
6月15日(金)	J R長野駅東西自由通路(県警・県・防犯協会・市等)
8月10日(金)	J R長野駅新幹線改札口付近(県警・県・防犯協会・市・ 長野市くらしの安心サポーター5名)
12月14日(金)	アグリ松代・Aコープ松代店(県警・県・防犯協会・市 ・くらしの安心サポーター3名)
2月14日(木)	JAながの・Aコープしんまち店(県警・県・防犯協会・市)

(6) 長野市くらしの安心サポーター研修会

くらしの安心サポーターが、地域で自主的な啓発活動を実践できるよう7月20日に研修会を開催
会場：もんぜんぶら座会議室 参加者10名
講師：県くらし安全・消費生活課 防犯担当 課長補佐 新井美雪さん
内容：特殊詐欺への知識を深めよう・電話訓練

(7) 市内協力団体との連携・協力

市内の協力団体に消費生活情報の提供を行うとともに連携・協力し、効果的な消費者啓発を実施する。

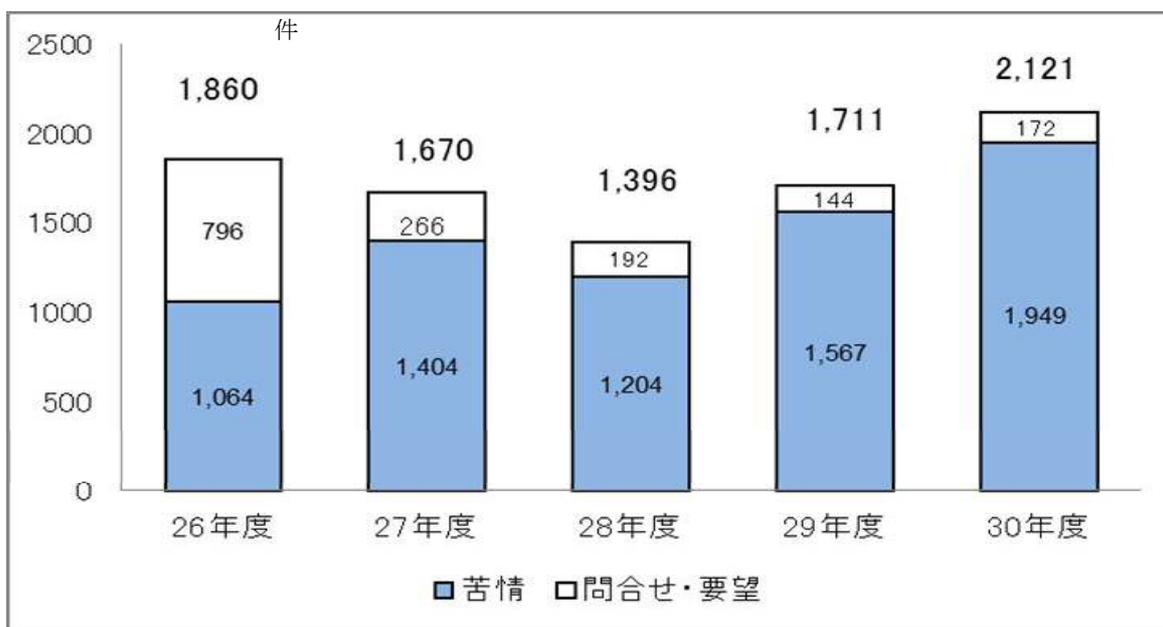
- 【団体名称】
- ・長野市くらしを考える会
 - ・大岡エコクラブ
 - ・信州新町消費者グループの会
 - ・長野市農村女性ネットワーク研究会
 - ・長野市地域女性ネットワーク
 - ・やまびこ会(視覚障害者への朗読ボランティア)

3 消費生活相談

(1) 消費者トラブルの相談

ア 相談件数の推移

項目	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
苦情(件)		1,064	1,404	1,204	1,567	1,949
問合せ・要望(件)		796	266	192	144	172
合計(件)		1,860	1,670	1,396	1,711	2,121
前年度比(%)		67.6	89.8	83.6	122.6	124.0



イ 相談者の居住地別件数

長野市内 2,034 件、市外 87 件 (内訳は下表のとおり) (計 2,121 件)

長野・北信地域 58 件			県内他市町村 21 件			県外 8 件		
内	高山村	6	内	上田市	5	内	東京都	1
	信濃町	8		松本市	2		埼玉県	2
	小川村	4		佐久市	1		新潟県	1
	飯綱町	18		小諸市	1		千葉県	1
	中野市	2		軽井沢町	1		愛知県	1
	須坂市	6		(不明)	11		静岡県	1
	千曲市	9			福岡県		1	
	小布施町	3			神奈川県			
	飯山市	2			茨城県			
訳			訳			訳	兵庫県	

ウ 長野地域連携中枢都市圏連携事業による相談業務の広域連携
連携町村の相談件数

(件)

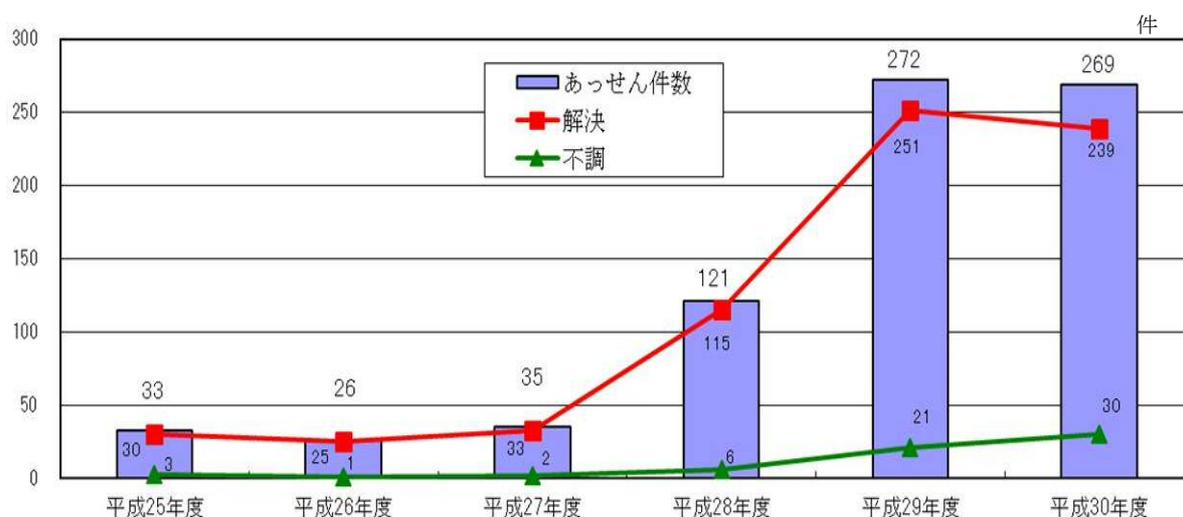
	高山村	信濃町	小川村	飯綱町	計
消費生活相談	6	8	4	18	36
市民相談	4 (法律 4)	9 (法律 6・ 登記 1・税務 2)	3 (法律 2・ 登記 1)	7 (法律 5・ 登記 1・税務 1)	23
計	10	17	7	25	59

エ 相談の処理結果別件数

処理結果	件数	備考 (解決方法、内容等)
他機関紹介	30	専門窓口紹介
助言(自主交渉)	1,361	
その他情報提供	446	一般的なアドバイス・情報提供
あっせん (※2)	解決	契約どおり履行されたもの、解約(全面・一部)、取消し(全面・一部)、返金されたもの等
	不調	
処理不能	8	相談者との連絡不可等
処理不要	7	事業者からの相談者への直接説明等
合計	2,121	

※2 あっせん・・・消費者と事業者との交渉が円滑に行われるよう消費生活センターが介在して行う援助や調整等。

オ あっせん件数の推移



【参考：消費生活相談員資格】

- ・消費生活相談員 (平成 28 年 4 月 1 日 改正消費者安全法施行に伴い国家資格化)
- ・消費生活専門相談員 (独立行政法人 国民生活センター)
- ・消費生活アドバイザー (一般財団法人 日本産業協会)
- ・消費生活コンサルタント (一般財団法人 日本消費者協会)

(2) 多重債務の相談

ア 多重債務問題の解決及び生活再建支援

本市では、金融庁の「多重債務問題改善プログラム」に基づき、平成19年度に「長野市多重債務者包括支援プログラム」を策定し、多重債務問題を抱える市民の債務整理を支援している。また、債務整理後のフォローアップのため、多重債務者の生活再建に向けた庁内関係部局による「長野市多重債務者生活再建サポート連絡会議」を設置し、相互の連携を図っている。

イ 長野市多重債務者包括支援プログラムの流れ

項目	内 容
把握	<ul style="list-style-type: none"> ●関係課は、日常業務の中で、多重債務者（市民）を把握した場合は、本人に消費生活センターへ相談するよう促す。 ●多重債務者本人が、消費生活センターへ相談することに同意したら、関係課は、生活状況などの聞き取った情報を、本人の承諾を得た上で消費生活センターへ連絡する。
相談	<ul style="list-style-type: none"> ●本人が消費生活センターの相談窓口を訪ねる。
債務整理 受付 引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ●相談員が生活状況等を詳しく聞き取る。 <li style="text-align: center;">↓ ●借金の状況等を「債務整理相談カード」にまとめる。 <li style="text-align: center;">↓ ●その場で弁護士・司法書士へ依頼する。 <li style="text-align: center;">↓ ●本人が債務整理相談カードを持参し、法律専門家を訪ねる。 【手数料を工面できない多重債務者は、法テラス（※3）に民事法律扶助（※4）を申請する。】
債務整理	↓ <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 法律専門家が消費生活センターから引継ぐ。 ■ 弁護士会：当番弁護士 ■ 司法書士会：引受会員 </div>
生活再建 サポート	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活センターは、多重債務者の承諾を得た上で債務整理後の不安などについてアンケートを実施し、内容を関係課へフィードバックする。
広報	<ul style="list-style-type: none"> ●長野市多重債務者包括支援体制について、広報誌等で周知する。

※3 法テラス・・・「日本司法支援センター」の略 国が設立した国民向けの法的支援を行う法人で、長野地方事務所は、もんぜんぶら座4階にある。

※4 民事法律扶助・・・経済的に余裕のない人が法的トラブルにあったときに、無料法律相談を行い、必要な場合、裁判費用や弁護士・司法書士の費用の立替えを行う制度

ウ 受付・処理件数の推移

年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
相談件数 (※5)	消費生活相談	31	16	24	32	20
	市民相談	9	13	11	7	9
弁護士・司法書士への引継ぎ件数		0	1	0	5	3

※5 消費生活相談と市民相談（法律相談・登記相談）からの抜粋。平成22年に改正貸金業法が完全施行され、グレーゾーン金利が撤廃されて以降、相談件数は大幅に減少した。

(3) 平成30年度 販売購入形態別・年齢別 消費生活相談受付状況

(件)

販売購入形態 (PIO-NET項目)	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計	構成比 (%)
0 店舗購入		33	52	80	125	69	120	1	480	22.6
1 訪問販売	訪問販売	6	8	17	21	25	38		115	5.4
	キャッチセールス	1							1	
	アポイントメントセールス			3					3	
	S F (催眠) 商法						2		2	
上記以外		5	8	14	21	25	36		109	
2 通信販売	7	40	63	129	145	146	110	5	645	30.4
3 マルチ・マルチまがい		4	2	4	3		5		18	0.8
4 電話勧誘販売		4	11	31	38	41	57	1	183	8.6
5 ネガティブ・オプション						3			3	0.1
6 訪問購入				3	1	2	5		11	0.5
8 その他無店舗販売			1	9	4	2	3		19	0.9
9 不明・無関係		10	29	58	106	223	219	2	647	30.5
合計	7	97	166	331	443	511	557	9	2,121	100.0
構成比 (%)	0.3	4.6	7.8	15.6	20.9	24.1	26.3	0.4	100.0	

(4) 平成30年度 商品・役務別相談件数

商品・役務別分類	30年度 件数	構成比 (%)	29年度 件数	対前年比		主な相談内容	
				件数	率(%)		
商 品	商品一般	411	19.4	181	230	227.1	架空請求、商品・役務が特定できないもの
	食料品	128	6.0	110	18	116.4	健康食品、魚介類、飲料
	住居品	64	3.0	54	10	118.5	家具・寝具、食器・台所用品、食生活機器
	光熱水品	44	2.1	15	29	293.3	ガス、電気、石油
	被服品	66	3.1	65	1	101.5	和服、洋服、身の回り品、履物
	保健衛生品	63	3.0	53	10	118.9	化粧品、医療用具、医薬品
	教養娯楽品	108	5.1	87	21	124.1	書籍・印刷物、音響・映像製品、パソコン・パソコン関連用品
	車両・乗り物	34	1.6	29	5	117.2	四輪自動車、自動二輪車、自動車部品・タイヤ
	土地・建物・設備	49	2.3	57	△ 8	86.0	土地、住宅、空調・冷暖房・給湯設備、屋外装備品
	他の商品	2	0.1	1	1	200.0	農機具
	商品（小計）	969	45.7	652	317	148.6	
役 務	クリーニング	11	0.5	15	△ 4	73.3	
	レンタル・リース・貸借	80	3.8	81	△ 1	98.8	賃貸アパート、借家、リースサービス、月極駐車場
	工事・建築・加工	52	2.5	39	13	133.3	新築・増改築・塗装・衛生設備工事
	修理・補修	24	1.1	14	10	171.4	修理サービス、車検サービス
	管理・保管	2	0.1	1	1	200.0	マンション管理
	役務一般	5	0.2	6	△ 1	83.3	退会したクラブからの清算金請求
	金融・保険サービス	144	6.8	108	36	133.3	生命・損害保険、預貯金・証券等、融資サービス
	運輸・通信サービス	537	25.3	506	31	106.1	運輸・運送、放送・通信、インターネット通信サービス
	教育サービス	5	0.2	9	△ 4	55.6	専門学校、学習塾、家庭教師
	教養・娯楽サービス	39	1.8	40	△ 1	97.5	旅行、宿泊施設、教室・講座
	保健・福祉サービス	63	3.0	50	13	126.0	医療、理美容、老人福祉・サービス
	他の役務	60	2.8	56	4	107.1	冠婚葬祭互助会、祈とう、結婚相手紹介、せんだい等サービス
	内職・副業・ねずみ講	4	0.2	7	△ 3	57.1	
他の行政サービス	8	0.4	7	1	114.3	国の機関を名乗る不審なハガキ	
役務（小計）	1034	48.8	939	95	110.1		
他の相談	118	5.6	120	△ 2	98.3	相隣関係、婚姻、相続、交通事故	
合 計	2,121	100.0	1,711	410	124.0		

4 市民相談 (開催回数 129 回・相談件数 937 件)

相談は長野県弁護士会長野在住会（法律相談）、関東信越税理士会長野支部（税務相談）、長野県司法書士会長野支部（登記相談）、長野公証人合同役場（公証相談）、長野行政書士会長野支部（手続相談）に依頼している。

(1) 法律相談

相談日時 毎週火曜日並びに毎月第二・第四水曜日 午後 1 時 30 分～ 3 時 30 分

予約制 定員 10 名 相談時間 20 分/1 名

実施団体 長野県弁護士会長野在住会

件数及び内容集計

期 間	4 月～3 月	相談件数	627 件		利用者数	764 人 (男 346 人 女 418 人)		一回平均 8.5 件							
月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計		
相 談 回 数 (回)	6	7	6	7	5	6	7	6	6	6	6	6	74		
内 容	地 家 屋	賃 貸 借	5	7	8	3	9		4	1	7	6	4	4	58
		土 境 界 紛 争	2	2	1	3	1	3	2	2				2	18
		登 記		1	1					2				1	5
		売 買		2	4	2	2	2	1	1	2	4	1	3	24
		そ の 他	1	3		2		3	2	2	1		1	3	18
	小 計	8	15	14	10	12	8	9	8	10	10	6	13	123	
	経 済	金 銭 貸 借	6	5	2	5	2	3	11	3	4	4	8	6	59
		損 害 賠 償	1		3	2			3	2		1	3	3	18
		売 買 契 約	4		5	4	4	3	3	8	2	6	7	2	48
		商 法 ・ そ の 他	3	2	1	2									8
小 計		14	7	11	13	6	6	17	13	6	11	18	11	133	
別 件 数	相 続 贈 与	相 続	18	11	6	11	6	9	8	12	7	12	8	14	122
		贈 与 遺 言	3	1	1			1	1	1	2		2		12
		そ の 他		1											1
	小 計	21	13	7	11	6	10	9	13	9	12	10	14	135	
戸 籍	離 婚	4	2	5	6	6	11	7	7	4	3	6	3	64	
	養 子 関 係										2		1	3	
	親 子 関 係		1						1			1		4	
	そ の 他	1			1		1				1		1	5	
	小 計	5	3	5	7	6	13	7	8	4	6	7	5	76	
そ の 他	日 照 権							1						1	
	刑 法														
	交 通 事 故		4	3		1	4			2	1	3	1	19	
	そ の 他	7	13	15	20	12	11	9	12	11	11	10	9	140	
小 計	7	17	18	20	13	15	10	12	13	12	13	10	160		
合 計	55	55	55	61	43	52	52	54	42	51	54	53	627		
前 年 度	48	48	45	30	43	55	42	37	34	54	58	52	546		

件数の推移

平成 26 年度	537 件 (70 回)	前年度比較	99.4%
平成 27 年度	553 件 (70 回)	〃	103.0%
平成 28 年度	531 件 (71 回)	〃	96.0%
平成 29 年度	546 件 (74 回)	〃	102.8%
平成 30 年度	627 件 (74 回)	〃	114.8%

(2) 税務相談

相談日時 毎月第二・第四木曜日 午後1時～4時 予約不要

実施団体 関東信越税理士会長野支部

件数及び内容集計

期 間	4月～3月	相談件数	203件		利用者数	237人(男104人 女133人)		一回平均	8.5件					
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
相談回数(回)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	
内容別件数	所得税	3	1	6	2	2	6	11	13	5	19	13	8	89
	相続税	3	6	5	1	7	4	5	9	8	5	6	4	63
	贈与税	4	2	3	1	5	2	4	2	5	3	1	4	36
	事業所税													
	市県民税													
その他		2	1		2	1	2	2	2	1		3	15	
合計	10	11	15	4	16	13	22	26	20	28	20	18	203	
前年度	12	4	7	12	5	10	12	5	20	16	19	12	134	

件数の推移

平成26年度	116件(23回)	前年度比較	112.6%
平成27年度	119件(22回)	〃	102.6%
平成28年度	141件(22回)	〃	118.5%
平成29年度	134件(23回)	〃	95.0%
平成30年度	203件(24回)	〃	151.5%

(3) 登記相談

相談日時 毎月第三木曜日 午後1時～4時 予約制 定員12名 相談時間30分/1名

実施団体 長野県司法書士会長野支部

件数及び内容集計

期 間	4月～3月	相談件数	69件		利用者数	93人(男51人 女42人)		一回平均	6.9件				
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談回数(回)	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1		10
内容別件数	土地	2	3	1			4		3		1		14
	贈与	2	1		1				1		1		6
	家屋		1										1
	相続	3	3	5	5		5	5	5	3	2	2	38
	訴訟手続											1	1
	売買	2			1								3
	会社・組合									1			1
その他		1	1				1	1			1		5
合計	9	9	7	7		9	6	10	4	3	5		69
前年度	4	6	4	2	3	6	4	2	6	4	2	11	54

件数の推移

平成26年度	43件(12回)	前年度比較	104.9%
平成27年度	60件(12回)	〃	139.5%
平成28年度	53件(12回)	〃	88.3%
平成29年度	54件(12回)	〃	101.9%
平成30年度	69件(10回)	〃	127.8%

(4) 公証相談

相談日時 毎月第一木曜日・第三水曜日 午後1時～4時 予約制 定員8名
相談時間 20分/1名

実施団体 長野公証人合同役場

件数及び内容集計

期 間	4月～3月	相談件数	17件	利用者数	22人 (男6人 女16人)	一回平均	1.7件						
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談回数 (回)	1	1		1	1	1	1		1		2	1	10
内容別 件数	相 続 ・ 遺 言	1		2	2	1	2		1		2	3	13
	金 銭 消 費 貸 借												
	土 地 建 物 貸 借												
	交 通 事 故												
	離 婚					1					1		2
そ の 他		1									1	2	
合 計	1	1		2	3	1	2		1		2	4	17
前 年 度		1	2		1		6	3	2		1	2	18

件数の推移

平成26年度	29件 (16回)	前年度比較	103.6%
平成27年度	26件 (16回)	〃	89.7%
平成28年度	25件 (13回)	〃	96.2%
平成29年度	18件 (11回)	〃	72.0%
平成30年度	17件 (10回)	〃	94.4%

(5) 手続相談

相談日時 毎月第一水曜日 午後1時～4時 予約不要

実施団体 長野県行政書士会長野支部

件数及び内容集計

期 間	4月～3月	相談件数	21件	利用者数	25人 (男7人 女18人)	一回平均	1.9件						
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談回数 (回)	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	11
内 容 別 件 数	相 続 国 籍	1	1		2		1	3			6		14
	成 年 後 見								1			1	2
	そ の 他			1	1		2				1		5
合 計	1	1	1	3		1	5		1		7	1	21
前 年 度	2		1	1		3			3			2	12

件数の推移

平成26年度	83件 (12回)	前年度比較	140.7%
平成27年度	53件 (11回)	〃	63.9%
平成28年度	44件 (11回)	〃	83.0%
平成29年度	12件 (10回)	〃	27.3%
平成30年度	21件 (11回)	〃	175.0%

5 製品の表示に係る立入検査

国の地域主権戦略大綱による自治体への権限移譲に伴い、「製品の表示に関する販売店舗等への立入検査業務」について県から市へ権限移譲され、平成 24 年度から家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に係る製品について、事業者が消費者に商品を適正に販売しているかどうかの立入検査を実施している。

なお、家庭用品品質表示法と消費生活用製品安全法に係る立入検査は市の自治事務であり、電気用品安全法に係る立入検査は法定受託事務となっている。

(1) 家庭用品品質表示法（所管：消費者庁）

通常生活で使用する商品のうち、品質に関する表示が十分でないために消費者の利益が害されたり、将来害されることが予想される商品であって、消費者の保護を図る必要性が強い次の 4 部門のうち政令で指定された 93 品目をいう。

部門・品目数		平成 30 年度 検査品目・点数（指摘事項なし）		
繊維製品	38 品目	シャツ、ズボン、靴下、ネクタイ、手袋	5 品目	197 点
合成樹脂加工品	8 品目	食事用、食卓用又は台所用の器具	1 品目	62 点
電気機械器具	17 品目	電気コーヒー沸器、電気掃除機	2 品目	15 点
雑貨工業品	30 品目	塗料、魔法瓶、靴、机及びテーブル	4 品目	142 点
	93 品目	(当初計画 11 品目・400 点)	12 品目	416 点

(2) 消費生活用製品安全法（所管：経済産業省）

消費生活用製品のうち、その構造・材質などから一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められるものを指定し、検査の結果、安全基準に適合するものには「PSC マーク」が付されている。このうち「特定製品」は、事業者が国に一定の事項を届け出れば自社の検査によりマークを表示できる品目であり、特定製品のうち第三者検査機関による適合性検査が義務付けられている品目は「特別特定製品」として指定されている。

また、長期使用製品安全点検・表示制度が平成 21 年 4 月に施行され、長期間の使用に伴い経年劣化を生じることで、特に重大な危害を及ぼすおそれの多いものについて「特定保守製品」として指定し、製品の使用を継続する場合は点検が義務付けられている。

特 定 品 目		品目数	表示	平成 30 年度 検査品目・点数
特定製品	家庭用圧力なべ・圧力がま	6 品目		家庭用圧力なべ・圧力がま 乗車用ヘルメット 2 品目 20 点 (指摘事項なし)
	乗車用ヘルメット			
	登山用ロープ			
	石油燃焼機器 (給湯機、風呂がま、ストーブ)			
特別特定製品	乳幼児用ベッド	4 品目		携帯用レーザー応用装置 ライター 2 品目 80 点 (指摘事項なし)
	携帯用レーザー応用装置			
	浴槽用温水循環器			
	ライター			

特 定 品 目		品目数	平成 30 年度 検査品目・点数
特定保守 製品	屋内式ガス瞬間湯沸器 (都市ガス用、LPガス用)	9 品目	屋内式ガス瞬間湯沸器 (都市ガス用、LPガス用)
	屋内式ガスバーナー付風呂がま (都市ガス用、LPガス用)		
	石油給湯器、石油風呂がま		密閉燃焼 (FF) 式温風暖房機 3 品目 3 点 (指摘事項なし)
	ビルトイン式電気食器洗浄機		
	密閉燃焼 (FF) 式温風暖房機		
	浴室用電気乾燥機		
		(当初計画 19 品目・100 点)	7 品目・103 点

(3) 電気用品安全法 (所管：経済産業省)

消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨の「PSE マーク」がないと販売できず、マークのない製品が市に出回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができる。日本国内で 100 V コンセントに接続して使用されるほとんどの電気用品で、安全確保の基準を満たした電気製品には「PSE マーク」が付されている。

これらの規制対象品目は、自己確認が義務付けられている「特定以外の電気用品」と、構造・使用条件・使用状況等から見て特に危険又は障害の発生するおそれが多いと認められる理由から登録検査機関による検査が義務付けられている「特定電気用品」がある。

また、年度毎に立入検査の重点品目が国から示される。

特 定 品 目	品目数	表示	平成 30 年度 検査品目・点数
特定電気用品以外の電気用品 電気こたつ、電気冷蔵庫、電気歯ブラシ、電気かみそり、白熱電灯器具、テレビジョン、音響機器、リチウムイオン蓄電池 など	341 品目		電灯付家具 コンセント付家具 電気ドリル 電気かみそり アロマディフューザー
特定電気用品 電気温水器、電熱式・電動式おもちゃ、電気ポンプ、電気マッサージ器、自動販売機、直流電源装置、など	116 品目		直流電源装置 観賞魚用ヒーター 観賞魚用電気 気泡発生器 電撃殺虫器
平成 30 年度重点品目	① 直流電源装置		14 点
	② 観賞魚用ヒーター		12 点
	③ 観賞魚用電気 気泡発生器		8 点
	④ 電撃殺虫器		4 点
	⑤ 電灯付家具		27 点
	⑥ コンセント付家具		26 点
	⑦ 電気ドリル		12 点
	⑧ 電気かみそり		9 点

⑨ アロマディフューザー	5 点
	(指摘事項なし)
(当初計画 9 品目・100 点) 9 品目・117 点	

【立入店舗数 9 店舗】 3 法合計 28 品目・636 点

特殊詐欺認知状況（1月～12月）

（出典：長野県警察）

長野県

被害額 千円

区分	平成29年12月末		平成30年12月末		比較	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
オレオレ詐欺	72	108,940	57	86,701	△ 15	△ 22,239
架空請求詐欺 (支払え詐欺)	91	86,870	67	243,979	△ 24	157,109
融資保証金詐欺 (貸します詐欺)	14	17,700	9	8,334	△ 5	△ 9,366
還付金等詐欺 (返します詐欺)	39	35,128	5	2,997	△ 34	△ 32,131
金融商品等取引名目の詐欺 (もうかります詐欺)	2	12,000	1	10,000	△ 1	△ 2,000
ギャンブル必勝法 情報提供名目の詐欺 (もうかります詐欺)	2	16,327	1	6,290	△ 1	△ 10,037
異性との交際あっせん 名目の詐欺 (紹介します詐欺)	0	0	0	0	0	0
その他	2	57	0	0	△ 2	△ 57
合計	222	277,022	140	358,301	△ 82	81,279

長野市

被害額 千円

区分	平成29年12月末		平成30年12月末		比較	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
オレオレ詐欺	18	25,600	15	21,401	△ 3	△ 4,199
架空請求詐欺 (支払え詐欺)	19	16,433	20	119,025	1	102,592
融資保証金詐欺 (貸します詐欺)	0	0	3	3,006	3	3,006
還付金等詐欺 (返します詐欺)	10	9,138	0	0	△ 10	△ 9,138
金融商品等取引名目の詐欺 (もうかります詐欺)	1	11,300	0	0	△ 1	△ 11,300
ギャンブル必勝法 情報提供名目の詐欺 (もうかります詐欺)	1	3,300	0	0	△ 1	△ 3,300
異性との交際あっせん 名目の詐欺 (紹介します詐欺)	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	49	65,771	38	143,432	△ 11	77,661